

林野庁予算に係る17年度における三位一体改革への対応

1 公共事業

政府・与党合意(平成16年11月26日)等に基づき、地域の自主性・裁量性の向上に向けた以下の取組を実施。平成17年度は、交付金化、スリム化について、約210億円の改革を実施。

○ 省庁連携強化に係る交付金化

- ・ 地域再生の推進を図るため、林道・農道と一般道(国交省)について、地方が作成する地域再生計画に基づき、事業間の進捗調整を図るなどの弾力的な事業実施を可能とする道整備交付金(仮称)を創設。

H17年度 70億円(林道関係)

○ 国庫補助負担金のスリム化

- ・ 治山施設修繕事業等の小規模事業等の廃止などにより、地方公共団体向けの補助事業を縮減。

【林野公共事業の地方公共団体向け補助負担金の縮減】

H17年度 約140億円(補助負担金の伸率92.5%)

○ 地域の自主性等を活かした効果的な事業の推進

- ・ 治山事業について、生活環境保全林整備事業など、生活環境等の保全を図る事業について新たに統合補助金化。
- ・ 民有林・国有林を通じた連携の強化を図るため、都道府県ごとに「治山事業連絡調整会議」を設置し、災害発生時の連絡体制の構築、共同の復旧方針、整備目標等の作成等を実施。

2 非公共事業

○ 地方の自主性・裁量性を高める改革

細かな目的毎に細分化された事業を2つの大きな施策目的ごとに交付金に大きくくり化。各メニュー間・地区間の配分の弾力化、地域独自の提案への支援などを実施。

- ・ 森林づくり交付金 44億円
- ・ 強い林業・木材産業づくり交付金 78億円

○ 税源移譲につながる改革

- ・ 地域森林計画の策定及び保安林に関する事務 6億円を税源移譲
地域森林計画書の作成、森林の伐採状況等を把握するための調査等に要する経費、及び保安林における伐採許可申請の処理等保安林の管理に要する経費を移譲

(参考)林業普及指導事業交付金(18年度に対応)

人件費分について、時々々の事情、政策ニーズに応じて国の判断で配分する部分(20%)を残して移譲